

相模原市監査委員公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成13年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年12月26日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

1 特定の事件（平成13年度）

相模原市土地開発公社の財務に関する事務の執行及び管理の状況

2 監査対象部局及び団体

相模原市土地開発公社及び関係各部課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和元年12月18日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>1 .【公有財産】</p> <p>先買い制度による代替地</p> <p>相模原市土地開発公社において、長期保有土地のうち先買い制度による土地は、事業用地が8箇所1,427百万円あり、代替地14箇所3,007百万円ある。先買い制度により取得される土地は、必要性を十分に吟味することなく買取り機会に恵まれてしまう傾向があるため、用地取得してから公共施設の整備等に用いられるまでの期間が一般に、長期にわたる可能性が高くなる。また、買取られた土地の用途も公共的なものに限られる旨、「公拡法」で規定されている。先買い制度により公共用地を先行取得した後に、計画の変更等により当初の利用目的がなくなってしまう場合、民間売却が法律的に制約されてしまう。</p> <p>相模原市より取得依頼された用地が、買取り後の計画変更等によって、用途変更や民間売却が余儀なくされた</p>	<p>1 .【公有財産】</p> <p>先買い制度による代替地</p> <p>先買い制度による代替地14箇所のうち、最後の1箇所について(磯部勝坂用地)令和元年5月に売却処分を行い、先買い制度による代替地14箇所全ての処分が完了した。</p>

場合には、相模原市にその第一義的責任があるため、相模原市は責任を持って当該用地に係る対応策を講じるべきである。具体的には、代替地の事業用地化又は民間売却の可能性等の検討が必要。

(報告書 27頁～30頁)

2.【公有財産】

代替地等

代替地23箇所及び広域行政道路の含み損3,029百万円を加味して、貸借対照表を修正すると1,909百万円の債務超過に陥る。

相模原市土地開発公社は、今後、債務超過に陥らないために、代替地に関しては、含み損を顕在化させない帳簿価額で買取る事業用地への転換も考慮する必要がある。また、事業用地の「広域行政道路」に関しては、相模原市から取得依頼された相模原市土地開発公社に負担させるべきか資金面と損益面から慎重に検討する必要がある。

(報告書 31頁～36頁)

2.【公有財産】

代替地等

代替地23箇所及び事業用地の「広域行政道路」1箇所のうち、すでに売却した19箇所、市が買戻しを行った2箇所及び事業用地へ転換した1箇所に加え、新たに1箇所について(磯部勝坂用地)令和元年5月に売却処分を行った。